



トップアンドコア通信

【令和3年3月31日号】

新型コロナウイルス感染拡大「第3波」の終息が見えない中、大阪市・仙台市・神戸市等に続き東京都の23区他にも「まん延防止等重点措置」が適用されることとなり、経済活動への影響はさらに長引くと予想されます。雇用調整助成金の特例措置も、緊急事態宣言が解除された翌月以降には原則的措置に戻るところ、「まん延防止等重点措置」を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主と売上等が著しく厳しい事業主には、**5月・6月の2ヶ月に限り特例措置が継続**されることとなります。ウィズコロナ時代を迎え、今後は、従業員の雇用を守るための**在籍出向等、労働移動も含めた対策**が必要となりそうです。在籍出向にかかるご不安は、社労士法人トップアンドコアへご相談ください。

■テレワークガイドラインの改定（2021年3月25日～）

平成30年に策定された「情報通信技術を利用した事業外勤務（テレワーク）の適切な導入及び実施のためのガイドライン」が改定され、初めて「テレワーク」と明言されたうえ、本ガイドラインの趣旨を「ウィズコロナ・ポストコロナに対応した働き方」として「更なる導入・定着を図る」と位置づけています。

ガイドラインの改定に関する主なポイント



- ☑ 労務管理全般に関する記載の追加（人事評価、費用負担、人材育成等）。
- ☑ 正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう留意が必要であることを記載。
- ☑ 導入に当たっての望ましい取組として書類のペーパーレス化の実施等を記載。
- ☑ テレワークにおける労働時間の把握について、原則的な方法としてパソコンの使用時間の記録等の客観的な記録による場合の対応方法や、労働者の自己申告による把握を行う場合の対応方法を記載。
- ☑ テレワークを行う労働者のワークライフバランスの実現のために、**時間外・休日・所定外深夜労働の取扱い**について記載。
- ☑ 自宅等でテレワークを行う際の**メンタルヘルス対策**や**作業環境整備等**に当たって事業者・労働者が活用できる分かりやすいチェックリストを作成。

前回のガイドラインでは、労働時間管理や労務管理の法的な解釈や対応方法の例示が多かったところ、**今回はさらに踏み込んで「人事評価」「人材育成」「メンタルヘルス対策」「作業環境整備」等、**テレワークの実施を推進するために必要な法令で定められていない課題にまで言及されています。

<前提>

労働安全衛生法等においては、安全衛生管理体制の確立および職場における安全配慮義務は事業者の義務であり、**テレワークを実施する場合においても**、事業者は関係法令に基づき、労働者の安全と健康の確保のための措置を講ずる必要がある。

→**テレワークを初めて行わせるときは**、テレワーク作業時の安全衛生に関する事項を含む安全衛生教育を行うことが重要である

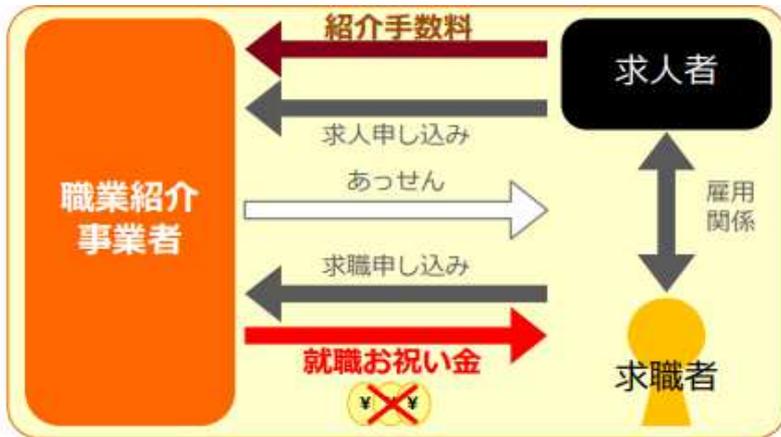
<事業者用/労働者用の2種類のチェックリストの活用を提案>

- ・「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト（事業者用）」
- ・「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト（労働者用）」



■「就職祝い金」等による求職申込勧奨の禁止（2021年4月1日～）

職業安定法に基づく指針の改正により、職業紹介事業者は「祝い金」その他これに類する名目で、求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭などを提供することで求職の申し込みの勧奨を行うことが禁止されます。



- ◎求職の申し込みの勧奨は、金銭の提供ではなく、職業紹介の質を向上させ、それをPRすることで行うこと
- ◎職業紹介事業者が自ら紹介した就職者に対し転職したら祝い金を提供するなど転職勧奨する事例が報告されている

■従業員数101人以上の企業に広がる「社会保険の適用拡大」(2022年10月～)

従業員数501人以上の企業では、社会保険に加入する基準が「週の所定労働時間20時間以上」他となっているところ、2022年10月～と2024年10月～の2段階で対象企業の範囲が拡大されます。

企業の規模
新たに対象となる企業は段階的に拡大されます。

従業員数の数え方
従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。

対象となる企業

<p>現在</p> <p>従業員数 501人以上 の企業</p>	<p>2022年10月～</p> <p>従業員数 101人以上 の企業</p>	<p>2024年10月～</p> <p>従業員数 51人以上 の企業</p>
---	--	---

従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

<p>A</p> <p>フルタイムの従業員数</p>	<p>B</p> <p>週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・アルバイトを含みます。</p>
----------------------------	---

2022年10月から段階的に
一部のパート・アルバイトの方の
社会保険の加入が義務化され、
社会保険料のご負担が変わります。

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上	<input type="checkbox"/> 月額賃金が8.8万円以上
<input type="checkbox"/> 2ヶ月以上の雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない

社会保険に加入して保険料が給与から控除されることで、手取り額が減ることについて、パート・アルバイトの方々の理解が得られずトラブルとなることも予想されます。早めに以下の手順を進めていきましょう。厚生労働省のHPには、様々な説明用資料・ガイドブックが準備されています。

- <手順例>**
- ① 自社が適用拡大の対象となる企業に該当するか、従業員数を確認する
 - ② 新たに加わった従業員を把握する
 - ③ 法改正により社会保険の加入が義務となる要件を社内周知する
 - ④ 必要に応じて説明会や個別面談を実施する



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL : 052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネセンタービル 6F TEL : 092-273-0503

E-mail : contact@topandcore.or.jp <http://www.topandcore.com/>

